

天草乱前後の天草領の 年貢についての一考察

序

一般的に万治検地を“石高半減、検地と言われている。

但し史料を検証すると、この表現は正しくないことが分かる。

以下史資料を検証し、そのことを解明してみたい。

勿論、筆者には古文書を解読する技術はなく、その古文書を読むことはできない。だが、郷土史家各位の努力で解読され、それが市史や町史、或いは多くの書籍に掲載されているので、容易に知ることができる。

したがって、これらの資料を使わせていただいた。

また資料は漢数字で書かれており分かりづらいので、漢数字を算用数字で表した表も作成した。

ご批判、御批評ご自由に。

寺沢氏の年貢

大乱天草島原の乱（天草島原一揆）は、寺沢支配時に起きた。

ではこの乱が起きた原因は、何であったのか。過去様々な原因説が唱えられてきたが、今日では種々の複合的な要因により、引き起こされたというのが有力のようである。

その要因は。

- ① キリシタン弾圧に対する反抗。
- ② 過酷な年貢の取り立てによる反抗。
- ③ 天候不順による凶作。
- ④ 小西残党による反乱。

が考えられるという。

そして、その中でも、一番の要因は、重税にあったことは否めない。ただでさえ重税に苦しむ農民に対し、凶作にも関わらず、寺沢氏は過酷な税を取り立てた。その苦しむ農民に対し、かつて信仰していたキリシタンの教えを、小西浪人たちがよみがえせて、一揆が引き起こされたとみるのが、乱がおきた原因とみて、大きな過ちはないだろう。

乱後、天草の支配者になった山崎氏や天領時代は、凶作の時は、それなりの減税をしている。この当たり前のことが、行われなかったのが、命を賭しての一揆にまで発展させた。

寺沢志摩守広高は、それまで天草郡の支配者であった小西行長が、関ヶ原の戦いで敗れ

たあと、徳川家康から関が原の戦いに戦功ありとして天草を与えられた。天正六年（1601）のことという。その前に、一時加藤清正に与えられてという説もあるが定かではない。

寺沢広高の本領は、肥前唐津藩8万石である。これに加えて、天草4万石を加え、12万石の領地を有することとなった。ただ、この4万石は、後に過大な石高であることが判明するが、この4万石の設定はいついかなる方法でなされたのであろうか。

前任者小西氏時代の石高はいかほどだったのかははっきりしない。小西時代からそのまま寺沢氏が引き継いだのか、或いは新たに寺沢氏が検地を行い決めたのか。

最良の引き倒しになると思うが、小西時代は、もっと緩やかな税制を取っていたと思える。

寺沢氏にとって、天草を領したことは、ただ単に天草領が増えたというものではなく、幕府に於ける自らの地位に大きく影響を与えることに目的があったようである。

この地位を得ようとして、過大な石高を設定した。

寺沢広高が天草を領してまず行ったのは、新城の建設であった。現苓北町には、天草五人衆の志岐氏の城があった。この城跡は、現在でも残されているが、やや内陸部にあり、時代に合わなかった城であったようだ。その意味で、天草を防衛するために、いや、人民の反乱に対して？、海洋に接した富岡半島に城を築くことは、戦国の世を戦ってきた広高にとって当然取りうる最善な政策であった。

その結果、新城は富岡半島に築いた。

この新城の建設に対して、多額の費用を要した。

この費用はどうして調達したかという点、農民からの年貢に依ったことは間違いない。これも酷税に拍車をかけた。

話は逸れるが、熊本城を築いた加藤清正。この城の建設資金はどうしたのか。疑問であるが、現在でも清正公さんと人々から慕われていることから考えると、農民から収奪した資金でなく、自らの資金で建設したと考えざるを得ない。

島原を納めていた松倉氏よりはマシだったとはいえ、寺沢氏も如何に税を取るかに余念がなかった。

乱前の天草の民の暮らしと、寺沢氏の施政の様子が、『四郎乱物語』-作者不詳-に次のように書かれている。

すべて天草の仕置き何事によらず番代にうかがい、其の差図にまかすべき旨、志摩守殿御存生の時より定め置かるる処、番代は度々替り、郡代は多年の居住なれば、わがまゝ多く、物毎郡代の方より番代へ差図をなすようになり行き、互いに心底不和にして仕置きもこゝろごろなり。

されば此の天草は山海を抱えし所にて小石まじりの田畑を作り、大半は漁夫、樵夫の所作をなして世を送る所に、近年天下静謐なれば郡代以下の役人は、弓矢を取って身を立つることなく、そろばんをよくならい、其の算用の積りを以て取箇まさを武士の奉公とおぼえ、民の難儀をかえりみず、免奉行の目論見にて上中下々々まで四段

なし、田畑の高を八段につもりなし、年貢の取り立てつよければ、此人を常々八段殿と申しけり。

加之高免なる年貢の外に小物成とてあみかた、塩釜、山林、竹藪、旧木、樹木等に至るまで、高の内にもり入れ、所務をかけられ民困窮の上、寛永十一戌年より同十三子年まで二年の悪作にて、総国飢饉、別けて天草の諸民身命をつゞきかね、檜櫟の実をひろい、葛根蕨をほり、草本の葉をつみ、あらめ、ひじき、おご、青のり等を食物とすれば、腹に満つることなく、子年の暮より丑の春閏三月より四月に至って飢渴なり。死人道路にみつ。

かかる有様なれば、衣類家財も売払い、父母飢ゆれ共子是をはぐくむ事叶わず、兄の物を弟がぬすみ口正直なるものもひだるさを忍び兼ね、傍輩の家の口をきり、恥辱を取るものもあり、首をくゝりて死するもあり。

稀にも兵糧の少も貯えるものは、押人強盗多ければ、用心に隙なく、夜も寝る事なりがたく、昼のかせぎもうとくなり、人毎に世にあふれ生きながら餓鬼道に堕ちたりと。

こゝに寄合い、かしこに集まり、様々のたわごとを言い、家業をやめていたずらに悪事をたくむより外の事はなかりけり。

いくら封建の世とはいえ、天災による民の暮らしが立ちいかなかった場合、年貢を免除するだけではなく、逆に民百姓を助ける政策が必要である。

この減免や援助が全くなかったかという、そうでもないらしい。

「四郎乱物語」には、次のような一文（訳文）もある。

島原の人々が、お城に対して借米を願い出たことを聞いた天草の人々は、天草の三郡代（栖本・石原太郎左衛門、本戸・九里六左衛門、河内浦・中島与左衛門）に対して、借米を願い出た。しかし郡代はすげなく却下する。そこで人々は、富岡へ行き、番代に願い出た。もともと慈悲深い番代・籐兵衛は願いの儀はもつものことである。もう一度郡代に願い出なさい。もし郡代が聞き届けなかった場合は、こちら（番代）に来なさい。

郡代は、我々が却下したのに、番代に申し出たのは、差し越しの訴訟であり、聞き届けならぬと、けんもほろほろ。これは、郡代と番代が仲が悪かったこともある。

そこで、籐兵衛は、唐津へ願い出て、決めていた年貢割りを1歩引下、さらに米370石を百姓に与えた・

と。

とはいえ、基本的に血も涙もない寺沢氏の苛政があったことは間違いなく、乱は苛政が招いた当然の結果といえよう。

乱の原因ともなった酷税の寺沢検地について、『近世農民史』で児玉幸多は次のように記している。

（一部編集）

肥前松浦郡唐津の城主波多信時が、文禄の役の時怯懦（臆病）の振る舞いがあったとして、秀吉によって改易になってから、旧波多領のうち6万6千石が寺沢氏の領分となった。元和二年（1616）に寺沢広高が再検した結果1万5千石余を打ち出しその増分は古高の2

割4分に及んだ。これは収入の増加を目的としたものであったから石盛を高くし、田畑の竿を詰め（面積を広くするために、検地竿を詰めて置く）、陰阻の山畑で永続できかねる場所も高に加え、或いは桑・茶・楮までも畑年貢のほかに高に入れ、しかも租率が高く、村によっては日本国中に類例がないといわれるほどで、平年作でも取り続かかねるほどで、波多氏の改易を残念に思うものが多かった。その家臣の知行も内検高で給せられることになったので、減収となり、他家への奉公を望むものさえ生じたのである。寺沢氏は天草郡も領していたのが、ここの検地も同様であって、これがのちの天草の乱の原因の一つとなったのである。

寺沢氏の年貢徴収については、一揆前の「寺沢領庄屋文書」（寺沢志摩守子孫の寺沢伸高氏収録）によると、次のような一文がある。

「年貢免四ツ六分（賦課率4割6分率）但し凶作、不作地は差し引き候」

したがって太閤検地の時には、郡高3万3846石余、そのうち、網、塩、桑畑桑3218石余、惣物成（税）1万2150石余（賦課率3割5分8厘余）だったものが、一揆前には、網・塩・畑桑合わせて3万7406石余、物成1万7206石余に跳ね上がっている。（1000石の増税）

これでは、実質百姓の取り分は、ほぼ裏作の麦のみというになるだろう。（有明町史）

太閤検地そのものも、3万3846石と、万治検地の2万1000石と比べても、1万3000石弱も多いのに、更に増石をして、増税をしていることが分かる。

山崎家治の年貢

天草の乱後、幕府は天草を寺沢堅高から没収し、新領主として山崎甲斐守家治を任じた。それでは、家治は、荒廃した天草の人々に対し、どのような年貢を課したのであろうか。家治の着任は、寛永十五年（1638）四月のことであった。彼は、着任早々の六月、10日前後を費やして天草全島を巡検した。彼の目に、乱後の天草の様子はどのように映ったのであろうか。彼は10月11日付けで、老中酒井讃岐守忠勝（武蔵川越城主12万3000石）宛てに、天草知行高並びに年貢米の目録を書き送った。

その目録から、年貢高がいかほどであったか読み取れる。

天草知行高并定米（年貢米）目録

一、高3万7406石2斗4升

内 8732石1斗1升2合 亡所分

3302石8斗1升9合 当荒分

計 1万2034石9斗3升1合

但 田数 287町6畝12歩

残而2万5363石3斗1升 当作分

此の物成^{ものなり}（年貢） 7384石1斗8升5合

但3ツ2リン（3割2厘）

内成^{なりか}ケ 7262石2斗4升6合

田畑分

93石 5 斗 8 升 6 合
32石 3 斗 3 升 1 合
296石 9 升 2 合

桑 木数8,843本
茶 茶数9,765
浦役（漁業税）

✂

一、米153石 6 斗 8 升 3 合 口米（付加税）
但 定米1石に付き2升ヅ、
一、米253石 6 斗 3 升 3 合 天米（役夫代米）
但 高1石に付き1升ヅ、
米合8091石 5 斗

寛永15年（1638）10月11日

以上資料は、「有明町史」p412より

原文は勿論漢数字であるが、見やすいように算用数字で表した。

付加税とは、代官所事務費として納めさせ、代官に与えた。また天米とは、中間^{ちゅうげん}やその下役に与える扶持米の事である。（日本史辞典・角川書店）

山崎家治の年貢高は、減税をしていることは分かるが、鈴木重成代官の減税（赤崎村、楠浦村）と比較しても、やや低率であることが分かる。これは、桑茶浦高を加えているためと思える。ちなみにこれから桑茶等を減じて計算すると、8%ほどの減税となる。

初めに減税ありき 鈴木重成の年貢

鈴木重成が代官になって最初に取り組んだのが、減税であった。よく、村高が高すぎるから、石高半減を幕府に訴えたと言われているが、例え寺沢時代の制度であっても、一度決められた制度を改正するのは、容易ではない。事実、万治検地が実施されたのは、重成が任官してから、19年後（重成没してから6年後）のことである。

そこで、重成にすぐにでも行えるのは、減税であった。現在的に言えば、法改正は大変だが、条例改正はややたやすい。しかし、地方の一代官が独断で行える事は困難であったはずだ。この減税の裏には、鈴木重成の信任厚い老中松平信綱があればこそであろう。

松平信綱の許可を得た重成は、各村毎の実情を調べ、その村に対して、村人の暮らしを損なわない課税、即ち年貢高の徴収根拠を調べることであった。

そして、村役と共に、かつ村毎に公平を期して調査した。その結果結論として、寺沢時代のあまりにもいい加減な、かつ加重な検地であったことである。重成は、松平信綱の信任厚く行政能力に長けている有能な行政官であった。重成は、天草が初の代官でなく、上方（大坂）の代官として、実績は十分に積んでいたのである。

年貢徴収に当たって、先ず重成が取り組んだのは、課税の基準となっている村高から、収穫がないから税は徴収できないとして、高を減じたことである。これを当時の言葉で表すと、「荒」と表してある。

「赤崎村」「楠浦村」の年貢割付帳を見ると、「検地帳面永荒れ」、「桑茶荒」、「開残荒」、等が見られる。つまり、荒れ地で収穫が認められないという事だろう。特に桑、茶、塩竈、網に掛けられていた寺沢時代の税は、以後完全に免税とされており、万治検地では、廃止されている。

寺沢検地を基にした正保三年の肥後国郷帳によると、桑茶・・・の村高は、全体の11%を占めている。

郡中総村高	37,409石		
田 方	28,509石	76%	
畠 方	4,766石	13%	
桑茶塩竈網	4,132石	11%	

つまり、この桑茶・・・を減するだけで、1割程度の減石となる。

詳しくは、第1表を見ていただきたい。

第1表① 「午年（寛永十九年）可納年貢米之事」について、若干の補足説明を加えると。

赤崎村の村高（寺沢時代の村高を踏襲したものと思われる）は、295石4斗8合である。

税の対象としない村高として、検地帳面永荒 44.383石、桑茶荒 1.083石、開残荒 135.914石、午年開 46.520石が非課税対象としている。

実に総村高の77%に及ぶ。

そして、年貢賦課対象となっているのは、田と畑で、これが占める割合は23%。さらに、田に掛ける課税率は57%と高いが、かなりの田畑を賦課除外地としているので、けっして高いとは言えない。

結局、総村高に対しての賦課率は12.73%と、かなりの低率となっている。

また、第一表③、④の寛永21年、正保2年を見ると、田方の課税率は、38.99%、36.99%と極端に減じられている。これは、気象災害で収穫高がかなり減じているからである。つまり、村高について、毎年同じ徴収率でなく、その年の収穫高を考慮していることがよく分かる。寺沢には、この温情がなかったため、農民の不満が一揆にまで発展したといえようか。

赤崎村は、乱に村人こぞって参加したため、完全な荒れ地と化していたようで、九州各地からの移民をもって、復興を目指していた。

当時、乱以前と比べて、村人はどれくらいいたのか定かではない。

寛永19年から4年後の可納年貢米之事を見ると、「但し入り百姓田方7分下がり畑方3分下がり」となっており、移民百姓については、更に特別減税をしていた事が分かる。

ちなみに当時は、1割（10%）をツ、1割（1%）を分と表していたので、7分とは7%である。

次に比較のために、楠浦村の年貢割付（第一表⑥）を見てみよう。

年は午年（寛永19年・1642）。

村高は335石5升9合。

検地帳面永荒、桑茶荒、開残荒、午年開拓、塩竈荒、網の石が年貢賦課除外となっており、これらの計は総村高の57%。先の赤崎村が77%と比べて少ない。これは、楠浦村が乱の影響をあまり受けていないと考えると、妥当な割合だろう。また、総村高に対する課税率は、赤崎村の12.73%に比べ、15.55%とやや高い。

この減税処置が行われた寛永十九年は、重成が着任した翌年の事であり、重成が最初に手を付けた復興策とみていいだろう。

また、別の見方をすれば、村高減を行わなくても、減税は可能だったことが分かる。

この減税はどれくらいの期間行われたのだろうか。

年貢の収納高を決める方法として、毛見取りと定免の二つの方法がある。

江戸時代の当初は、毛見取り方式が採用され、享保五年（1720）より定免制となっている。

毛見取りとは、収穫高に応じて年貢高が決められる方式である。定免とは作柄に関係なく、一定の年貢を決める方法である。

楠浦村の寛永19年から延宝2年（1674）までの年貢率（第二表①）を見てみると、年によってかなりの違いが見られる。表に備考として、大雨や干ばつなど大きな気象現象を記したので、年貢収納率をこれを参考にしてみると、災害があった場合は低くなっていることがよく分かる。

ちなみに、万治二年検地の後と比べてみると（第二表②）、前が35%、後が37.4%（平均）と、検地後が若干高くなっている。これは、俗に言われている石高半減=年貢半減が誤りである証左である。

また、年貢収納率があがっているのは、技術開発が若干ながら進んだことを意味しているのかも知れない。

最も年貢半減が、寺沢時代と比べての事なら、それも言えなくはないかも知れないが。寺沢時代、どれくらいの年貢を納めていたのか分からないので、はっきりとは言えないが。

なお、先の楠浦村年貢割付（第一表⑥）と、この第二表①の寛永十九年の村高に対する年貢率が違うのは、第一表⑥は楠浦村単独、第二表①は楠浦村と支郷の立浦村の合算であるためである。

万治検地について

赤崎村庄屋 北野家文書 「万治二年 肥後国天草郡赤崎村御検地帳」から、この万治検地について見てみたい。

当然この万治検地は、赤崎村のみ実施されたのではなく、天草郡全村々に対して行われた。

この検地帳の写し（一部）を北野鋼一氏の好意により添付した。また、解説を郷土史家

の故北野典夫氏が、有明町史に筆を執っているので、これも添付した。

万治検地は全郡について行われたので、当然万治2年に実施されたのではなく、数年を要したことが容易に想像できる。というのは、この検地帳の解説書に記されているように、田や畑の1枚1枚毎に、正確に行われている。（解説書にはこの全明細は省略されている）

何千何万とある圃場を測量するには、大変な労力と日数を必要とする。もし、この測量に代官所役人が、一々立ち会っていたのでは、何年経っても終了することができない。というのは、代官所役人はいたって少なく、まして全ての役人が従事するほど、役人も暇ではなかったはずだ、少々の役人が応援に他所から駆け付けたとしても、それは同じことだ。

また、測量技術も、今日と比べ雲泥の差がある。測量に対しても多くの人員を必要とした。

そこで、筆者が考えるに、検地は大分前から実施された。また検地については、ほとんど村に任されていたのではなかろうか。それでは不正が行われるかもしれないが、検地が済んで役所に提出された中から、一定の割合で無作為に抽出し、役人自ら検地を行い、検査を行うという方法が取られたのではなかろうかと思う。

このことがはっきりと分かる古文書でも残っていたら幸せだが。

余談はともかく、検地帳について見てみたい。

先ず表紙に「万治貳年 肥後国天草郡〇〇村御検地帳 亥六月日」と記されている。

次に、田と畑に分けて、一枚一枚の位置、圃場の面積、寸法、石高、所有者が記されている。

次に、田の合計面積と基準となる分米、すなわち石高が記されている。

そして、田の質を5段階に分けて、各質ごとに面積と石高が記されている。

田の質とは、上田、中田、下田、下々田、三下田に分けられている。

この質はどのようにして決められたのだろうか。

「近世農民生活史」児玉幸多著によると。

検地に於いては、まず地積を測量して、次いで地味その他を考えて石盛をする。・・・江戸時代の農政書などには、例えばある田の坪狩り（1坪）をして1升の粃が採れたとすると、一反ではその300倍、3石の粃が採れることになる。それを米（玄米？）にして1石5斗、即ちその田の石盛は1石5斗となり、それを上田とする・・・

また、一々坪刈りをするのも不可能であるので、地味・灌漑（水利）・日照・運搬等の考慮して、決められた・・・

田畑の5段階

田方	上田	1石6斗	代
	中田	1石4斗	代
	下田	1石	代
	下々田	7斗	代
	3下田	4斗	代

屋敷・畑方	屋敷	1 石代
	上畑	1 石代
	中畑	7 斗 5 升代
	下畑	6 斗代
	下々畑	4 斗代
	三下畑	2 斗代

この田畑の質と面積により、石高が決められている。

例えば、赤崎村検地帳では、上田では、反当り 1 石 6 斗が生産できるとして、面積が 1 町 2 反 5 畝 24 歩だから、反に換算すると、12.58 反となり、1.6 石を掛けると、20 石 1 斗 3 升が算出できる。

この方式により、すべての田畑及び屋敷を総計したのが、赤崎村の場合、184 石 5 斗 3 升となる。これが村高である。

この村高により、その年の出来具合を検見して決められたのが、お上に納める年貢である。

畑で米は獲れないが、税は米で納めるため、田に準じて米の盛りにしているようだ。ただし、当時畑で作られていた作物は、麦、大豆、稗、粟、蕎麦であった。また、田の裏作として、麦も栽培されていた。しかし田に比べ、畑の作物は、百姓自らの生きるための生産であり、現在の税制からすると、必要経費に当たり、丸々非課税対象としても良かったのではないかと思う。

後に天草の人口が急増したのは、カライモの作付けが為されたためと言われるが、まだこの時代はカライモは作られていなかった。

また、一般に流布しているのが、この検地が「石高半減検地」だという事である。

しかし、この赤崎村検地帳も見ても、これが誤りであることが分かる。

その一は、半減になっていないという事である。寺沢時代は石高を増やすために、桑茶なども参入していた。これを加えると、総村高は 295.408 石になる。万治検地での村高は、184.53 石であり、増減比は -0.37 であり、半減していない。更に、この田畑以外に増やした桑茶などは、鈴木重成代官になってから、永荒として、村高から永久に除外している。

この除外した村高、即ち田畑屋敷地のみの村高は、寺沢検地では 269.55 石、万治検地では 184.53 石であるから増減比は、-0.32 となっている。

(もし半減とすれば、万治検地では 134.775 石になっていなければならない。)

ちなみに、半減とはいかないが、大半の村が減石になっているのは確かである。

寺沢時代は村数は 122 ヲ村であったが、万治検地時は合併が行われ、87 ヲ村となっている。したがって、寺沢検地時の村は万治検地時合併された村に加えた。

そして、増減した村を算出してみると、半減以上した村は、14 ヲ村に過ぎない。逆に増加した村 11 ヲ村ある。ちなみに、一番減じた村は荒河内村で 82%、逆に一番増加した村は食場村で 83%。

その二は、赤崎村の^{たかならし}検地帳に書かれている次の文である。

「右は天草領田畑 ^{高撫} 御^{納得}検地仰せ付けられ候。それについて手代衆並びに庄屋ども立ち合ひ、^{検地帳} 神文をもって心の及ぶところ吟味つかまつり、あまねく百姓同心の上、斯くの如く御帳相極め申し候。もし^{えこひいき} 依枯最眞致し高下御座候においては、如何様にも仰せ付けらるべく候。仍って後日の為、件の如し」

即ち、はっきりと高撫御検地と書かれているように、万治検地の一番の目的は、いい加減な検地で村毎に不公平が生じていたものを、公平にするための検地であったことが分かる。もっとも、高すぎる村高を是正する目的もあったことも事実であろう。

それでは、肝心の年貢高はどのようにして決められたのであろうか。

第二表①②③の「楠浦村の年貢高変化」を見てもらいたい。

万治二年の年貢収納量は101.45石、村高は234.65だから、年貢率は43.23%。注目していただきたいのは、前年万治元年の収納量は66.00石、当時の村高は260.74石であったが、万治検地に見直して計算すると、僅か28%である。

この差は、いったいどうしたことであろうか。この当時、年貢高は検見取りと称する、米の出来具合を見て、決める方式を取られていた。即ち、豊作の時は多く、不作の時は少なく取っていたのである。

『天草近代年譜』には、その年々の干ばつや大雨の気象やそれらに伴う米や麦の出来不出来も書かれている。この年譜によると、万治元年は次のように書かれている。

5月12日（6/12） 大雨洪水

6月6日（7/6） この日より12日（7/12）まで大雨続き、12日は大洪水

8月19日（9/16） この日より翌日まで肥後、豊後両国大風雨、洪水

11月28日 凶作により、今明年酒造仕込みを制限する

（）は陽暦。

これだけでは、どれくらいの雨が降ったのか分からないが、大雨だけでなく、ぐずついた天気が続いていたのかもしれない。不作であったことは確かだ。

この年のみならず、万治検地以前の年貢収納高を見ると、ばらつきが多いことが分かるし、収納量も万治検地と比べ、やや少ない。

つまり、万治検地によって、年貢高が大きく減少したのではなく、前後あまり変わらないうし、逆に若干増えている。

したがって、この万治検地によって、年貢が半分になったのではなく、万治検地以前から年貢量は大きな変化はなかったことが分かる。

遡るが、山崎家治の年貢をみても、鈴木時代になってから寺沢時代と比べ大幅減税となったという事も、誤りであることが分かる。

再掲すると、寺沢時代の高 3 万7406石余から、亡所分、荒れ地分として、327%余を減じ、当作分として課税対象石高としている。

さらに、この年貢率も 3 割 2 厘と、かなり低率に抑えていることが分かる。

私領だから、幕府に伺いせずに、自由に年貢高は決められたと思えるが、さすがに、寺沢の年貢が過酷なことを理解し、また、乱の原因を理解して、このような低率な年貢としたと思える。

ただし、この年貢高では、私的に天草郡を支配する税収は得られず、幕府もまたこのことを理解し、数年後には天領に組み込んだのであろう。

戸田伊賀守忠昌の年貢

鈴木重辰代官は、寛文4年（1664）、京都代官として転出した。

鈴木両代官の天草支配は、約24年間に及んだ。

鈴木重辰代官の後は、再び私領となり、三河国田原1万1千石の領主であった、戸田伊賀守忠昌（当時は忠治）が、支配者となった。

戸田は、鈴木治政を引き継ぎ、天草亡所開発仕置の総仕上げを行ったといわれている。

戸田支配は、約7年間であった。

戸田伊賀守忠昌は、寛文11年（1671）、富岡城を破城して、幕府に「天草は永久に天領たるべし」との献策をして、天草を去った。

そして、天草は再び天領となり、後支配者は、島原藩主委任統治や西国郡代、長崎代官兼任支配と、目まぐるしく変わったが、天領は幕末まで維持された。

再び天領となった理由は、はっきりとした記録はないが、北野典夫氏は「有明町史」の中で、

- ①一島領主制をとって富岡城の維持と家臣団を扶持するには天草の生産性では無理があった。
 - ②天草は我が国の唯一の開港場長崎に近く、海防上の要地である。
 - ③天草はキリシタン一揆の震源地であり、直接幕府の支配下に置いておきたかった。
- などが考えられると。

さて、戸田私領支配に於いて、年貢徴収は変化したのか、と気になるところであるが、賢明な戸田忠昌は、寺沢氏と違い、鈴木重辰の年貢徴収とほぼ同じ率の徴収をおこなっている。

もっとも、乱から27年が経過し、人口も増え、荒れ地と化していた天草上島北筋の村々も移民により村としての形態も整い、その他の村も生産性の向上（生活の安定）もしてきた。よって、醸造株の制定や塩や鶏冠など海産物に運上もかけ始めている。

戸田氏の年貢賦課の実態を示すものとして、北野家文書の免定（賦課率決定）でみることができる。

巳之年赤崎村免定之事

高184石5斗3升

4ッ7分取り（4割7分）

右（上）の通り勘定所の免廻りと其の方よりの免付を以て相考え、吟味の上にて之を究め候間、急度、納所（蔵納め）申すべき者也

寛文5巳年10月5日

又 蔵 印

市太夫 ⑨
武兵衛 ⑨
(旅家老) (羽田) 半 蔵 ⑨
(家老) (石原) 吉左衛門 ⑨
赤崎村
百姓中

戸田時代の年貢賦課率の推移を見ると。

寛文5年(1665)	4割7分	86.73石余
寛文6年(1666)	3割9分	71.96石余
寛文7年(1667)	4割6分	84.88石余
寛文8年(1668)	5割7分	105.18石余
寛文9年(1669)	3割9分	71.96石余
寛文10年(1670)	5割3分	97.8石余

鈴木重辰時代と比較すると、寛文2年(1662) 田方毛付5割9分 畑方毛付5割8分 取米99.6石。寛文3年(1663)は田方毛付5割4分 畑方毛付2割7分 取米71.42石であった。私領になったとはいえ、天領時代の重辰時代とほぼ同じ水準で推移したといえよう。

上の巳之年赤崎村免停之事を見ると、ちょっと異質な事に気づく。

それは、右・・・以下の文面だ。普通この年貢決定については、徴収する側が一方的に決め、納者に対して命令するものである。

だが、この文書では「勘定所の免廻りと其の方よりの免付を以て相考え」という文面が入っている。即ち、勘定所と百姓側で共に考えて決めた・・・と。

とは言え、封建性社会ゆえ、支配者と非支配者間の力の差は歴然としており、非支配者に歩み寄ったといっても、かぎりがあった。

戸田氏の具体的な年貢徴収を列記すると。

1. これ迄田と畑の二本立てであった徴収法を一本化する。
2. 雑税の整備を図り、小物成や運上の徴収規定を設ける。
 - ① 郡中酒屋改めを行い、酒屋株62軒とその造酒高を決定。
 - ② 漁方運上は、鈴木代官支配時と同じ。
 - ③ 帆役運上のうち漁船3反帆までは、二重課税となるので免除。
 - ④ 鬼池、御領両村の塩焼き柴運上銀20匁。
 - ⑤ 二江漁師の鶏冠草運上銀83匁。
(以上寛文5年-1665-)
 - ⑥ 姫浦村の塩浜5反歩を対象に運上銀30匁。この規定は全郡的に適用
(寛文6年-1666-)

鈴木代官は、いかに民意を汲もうとしても、幕府の一代官である以上、政策を取るには

限度があった。

しかし、私領であれば、その制約はなく、藩独自の政策が出来た。

年貢徴収に対しても、厳しくすれば寺沢時代のように、度を過ぎた厳しさも出来、逆に百姓側が納得する優しさも出来た。もっとも、封建社会であり、無制限というわけにはいかなかったが。

こうした政策をとれた戸田氏は、後に7万1千石の領主となり、かつ老中迄昇進している。

戸田氏は、鈴木重成、重辰代官に勝るとも劣らない支配者であったのではなかろうか。

鈴木代官の功績を讃え、郡民に鈴木塚を建てさせたのも、戸田忠昌であった。

寛文5年 この年 領主忠昌、先支配鈴木重成、重辰の功績を称え、郡民をして木塚を建てしむ。(天草近代年譜) ただし、重辰は戸田氏天草在任中当時まだ健在であった。つまり、現在神として祀られている「鈴木さま」ではなく、今日でも一般的に立てられている「顕彰碑」を建てさせたと見るべきだろう。のち、郡民はこの顕彰碑を忖度し神として祀るようになったと思われる。

余禄ながら、天草は島原城主預かりとなった時代があったが、寛延2年(1749)には、戸田忠昌の子孫である、戸田忠辰(後に忠盈)が、宇都宮城主から島原に転じ、天草を預かった。

戸田能登守忠辰 寛延3年(1750)2月～宝暦4年(1754)7月

戸田因幡守忠寛 宝暦4年(1754)7月～明和5年(1768)4月

資料

第一表 ①

赤崎村 年貢(低減)割付目録

午年(寛永19・1642年)可納年貢米之事

村 高	295.408石		
項 目	石 高	徴収高	課税率 (%)
検地帳面永荒	44.383	0.000	0.00
桑茶荒	1.083	0.000	0.00
開残荒	135.914	0.000	0.00
午年開き 3町2反2畝	46.520	0.000	0.00
畑方	3.250	0.970	29.85
田方	64.258	36.630	57.00
村高に対する賦課率	295.408	37.600	12.73

右の通り大小の百姓残らず立ち合い、高下なく免割り(賦課)相究め、十月中に急度(きつと)皆済すべきものなり

寛永十九(1642)年午九月日 三郎九(鈴木重成) 印
庄屋百姓中

総 石 高	295.408	比
年貢賦課除外石高	227.900	77.1
年貢賦課対象石高	67.508	22.9

第一表 ②

赤崎村 年貢低減割付目録 2

未年(寛永20・1643年)可納年貢米之事

村 高	295.408石		
項 目	石 高	徴収高	課税率 (%)
検地帳面永荒	44.383	0.000	0.00
桑茶荒	1.083	0.000	0.00
開残荒	45.898	0.000	0.00
午年開き	46.520	0.000	0.00
未年開き	90.016	0.000	0.00
畑方	3.250	0.970	29.85
田・屋敷	64.258	36.630	57.00
村高に対する賦課率	295.408	37.600	12.73

右の通り大小百姓残らず立ち合い、高下なく免割り相究め、十月十日以前に急度皆済すべく候。

以上

寛永二十年(1643)未九月十五日

三郎九郎代 倉橋五郎左衛門 ㊤

水原与三右衛門 ㊤

庄屋百姓中

総 石 高	295.408	
年貢賦課除外石高	227.900	77.1
年貢賦課対象石高	67.508	22.9

第一表 ③

赤崎村 年貢低減割付目録 3

申年(寛永21・1644年)可納年貢米之事

村 高	295.408石		
項 目	石 高	徴収高	課税率 (%)
桑茶荒	25.757	0.000	0.00
未申兩年開き	155.623	0.000	0.00
古田午開き田当水損 内14.391は午開き	21.685	0.000	0.00
午年開き	32.129	6.430	20.01
畑方	3.250	0.780	24.00
田	56.964	22.210	38.99
村高に対する賦課率	295.408	29.420	9.96

右の通り大小の百姓、出作等まで残らず立ち合い毛付高(実収高)に付いて高下なく免割
り致し、霜月(陰暦11月)十五日以前に急度皆済すべきものなり

寛永二十一(1644)年申十月十二日 鈴三郎九 印
庄屋百姓中

総 石 高	295.408	
年貢賦課除外石高	203.065	68.7
年貢賦課対象石高	92.343	31.3

特記

この年、大雨洪水で稲作大被害(不作)。
12月16日 正保へ改元

赤崎村 年貢低減割付目録 4

酉年(正保2・1645年)可納年貢米之事

村 高	295.408石		
項 目	石 高	徴収高	課税率 (%)
桑茶荒	25.757	0.000	0.00
当皆(当年)日損	47.980	0.000	0.00
申(寛永21年)開き	65.607	0.000	0.00
未(寛永20年)開き	46.586	7.450	15.99
畑方	17.436	3.840	22.02
田方午開きとも	92.042	34.050	36.99
村高に対する賦課率	295.408	45.340	15.35

右の通り大小の百姓、出作等まで残らず寄り合、毛付高に付き高下なく免割り致し、霜月(陰暦11月)二十日以前急度皆済すべく候。

正保二年(1645) 酉十一月三日

三郎九郎代 倉橋五郎左衛門 印
水原与三右衛門 印
庄屋百姓中

総 石 高	295.408	
年貢賦課除外石高	139.344	47.2
年貢賦課対象石高	156.064	52.8

特記

この年の夏、大旱魃。更に大風が吹き被害甚大。秋は気候不順で稲作は大凶作。

第一表 ⑤

赤崎村 年貢低減割付目録 5

戊年(正保3・1646年)可納年貢米之事

村 高	295.408石		
項 目	石 高	徴収高石	課税率 (%)
田方 1割2分 畑方 2割申開6分	295.408	20.3	6.87
但し入り百姓田方七分下がり畑方三分下がり			

右の通り大小の百姓、出作等まで残らず立ち合い、高下なく免割り致し、霜月(陰暦11月)十日以前急度皆済すべきものなり

正保三年(1646)年十月十一日 鈴三郎九 ㊥
庄屋百姓中

註 原書は漢数字だが、分かりやすいように算用数字で表した

数字の単位 (石)
例 31.442=31石4斗4升2合

資料
赤崎村年貢割付目録(北野家文書)
『有明町史』第4章 江戸中・後期の郷土 (p426)
北野典夫筆より

楠浦村年貢低減割付目録

午年(寛永19・1642年)

村高	335.059		
各	石 高	徴収高	課税率 (%)
検地帳面永荒	31.442	0.000	0.00
桑茶荒	20.773	0.000	0.00
開残荒	73.089	0.000	0.00
午年開拓 7町1反9畝15歩	52.191	0.000	0.00
下塩竈1軒荒	13.350	0.000	0.00
網	17.600	3.520	20.00
畑方	26.051	9.380	36.01
田方・屋敷	100.563	39.200	38.98
合 計 (村高に対する課税)	335.059	52.100	15.55

右の通り大小の百姓残らず立ち会い、高下なく免割り(軒別賦課)相究め、十月中にきつと皆済すべきものなり。

寛永十九年 午九月日 三郎九(鈴木三郎九郎重成) 印
庄屋百姓中

総 石 高	335.059	比
年貢賦課除外石高	190.845	57.0
年貢賦課対象石高	144.214	43.0

村高の内、荒れや当年開拓高として、村高の57%、190.845石を賦課除外高としている。したがって、課税対象高は、残りの43%、144.214石で、徴収石高は52.1石。

村高に対しての課税率は、15.55%とかなりの減税をしている。俗に言われる5公5民と比較すると、課税石高は 335.059石/2=167.523石で 実際の課税石高は52.1石。即ち、52.1石/167.523石=31(%)の減税といえよう。

註 単位 (石)

例 31.442=31石4斗4升2合

資料

原史料 宗像家文書

「本渡市史」第四章 近世中・後期 P458

北野典夫 筆

立浦村年貢低減割付目録

午年(寛永19・1642年)

村高	57.246		
各	石 高	徴収高	課税率 (%)
検地帳面永荒	10.124	0.000	0.00
桑茶荒	0.599	0.000	0.00
中塩竈1軒荒	13.350	0.000	0.00
開残荒	5.371	0.000	0.00
午年開拓 1町3反3畝20歩	7.148	0.000	0.00
畑方	1.422	0.380	26.72
田方・屋敷	19.232	9.820	51.06
合 計 (村高に対する課税)	57.246	10.200	17.82

右の通り大小の百姓残らず立ち会い、高下なく免割り(軒別賦課)相究め、十月中にきつと皆済すべきものなり。

寛永十九年 午九月日 三郎九(鈴木三郎九郎重成) 印
庄屋百姓中

総 石 高	57.246	比
年貢賦課除外石高	36.592	63.9
年貢賦課対象石高	20.654	36.1

※ 万治検地を機に、全郡の行政区画の整備が行われた。即ち「1町10組86ヵ村(後に下田村(現河浦町)が一町田村から分離され、87ヵ村)」で、この枠組みは、幕末まで維持された。

立浦村は、この時、楠浦村と合併された。

註 単位 (石)

例 57.246=57石2斗4升6合

資料

原史料 宗像家文書

「本渡市史」 第四章 近世中・後期 P460

北野典夫 筆

第二表 ①

楠浦村における万治検地前後の年貢収納高及び年貢率 1

村高見直し前 万治二年～延宝二年

年	西暦	村高 (石)	年貢 収納 量 (石)	村高 (A) 年貢 率 (%)	田畑 (B) 年貢 率 (%)	換 算 年 貢 率 (見 直 し 後 (C) (%)	備 考
寛永十九	1642	桑茶塩釜を含めた村高 (A) 392.30 田畑高(B) 260.74	62.3	15.9	23.9	26.6	全国的に飢饉
二十	1643		52.1	15.6	23.0	22.2	※1
正保元	1644		89.8	22.9	34.4	38.3	大雨洪水・田方損耗甚大
二	1645		76.1	19.4	29.2	32.4	大旱魃・大不作
三	1646		84.4	21.5	32.4	36.0	
四	1647		100.7	25.7	38.6	42.9	
慶安元	1648		143.3	36.5	54.9	61.1	
二	1649		98.8	25.2	37.9	42.1	
三	1650		86.3	22.0	33.1	36.8	大風雨・田方損害甚大
四	1651		95.3	24.3	36.6	40.6	
承応元	1652		61.2	15.6	23.5	26.1	
二	1653		52.3	13.3	20.0	22.3	大風、潮害・田畑の損害甚大
三	1654		78.4	20.0	30.1	33.4	
明暦元	1655		78.1	19.9	29.9	33.3	
二	1656		85.4	21.8	32.7	36.4	
三	1657		86.3	22.0	33.1	36.8	
万治元	1658	66.0	16.8	25.3	28.1	大雨洪水	
平均年貢収納量及び 平均年貢率			82.2	21.1	31.7	35.0	

注1 寛永十九年から万治元年までは、楠浦村及び立浦村別建てを両村合計で計算。

注2 年貢率(C)は、村高見直し後の石高で計算。

注3 寛永二十年は立浦村の資料無しのため楠浦村単独とした。(備考※1)

注4 備考の天候等に関するものは「天草近代年譜」より

第二表 ②

楠浦村における万治検地前後の年貢収納高及び年貢率 2

村高見直し後 万治二年～延宝二年

年	西暦	村高 (石)	年貢 収納量 (石)	村高(C) 年貢率 (%)	備 考
万治二	1659	234.65 (C) (田畑高のみ)	101.45	43.23	干天
三	1660		92.14	39.27	大旱魃
寛文元	1661		98.55	42.00	冷夏・大千天
二	1662		84.06	35.82	大雨洪水
三	1663		46.32	19.74	大旱魃・凶作
四	1664		86.82	37.00	
五	1665		82.13	35.00	※2 大雨
六	1666		103.25	44.00	※2
七	1667		89.17	38.00	※2 大雨洪水
八	1668		79.78	34.00	※2
九	1669		98.55	42.00	※2大雨洪水のち旱魃・凶作
十	1670		103.25	44.00	※2
十一	1671		89.64	38.20	
十二	1672		84.94	36.20	虫害・秋作大不作
延宝元	1673		91.51	39.00	
延宝二	1674	85.65	36.50		
平均年貢収納量及び 平均年貢率			87.72	37.38	

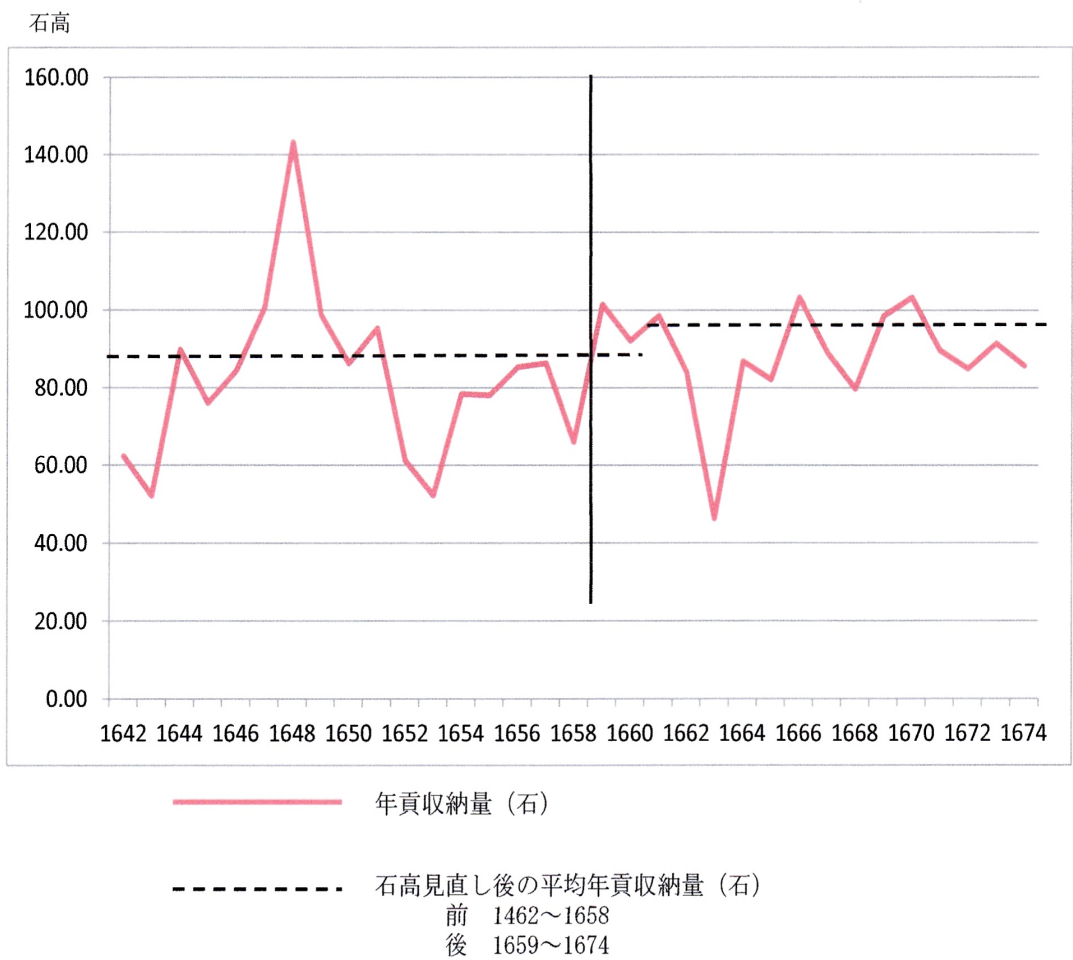
注5 万治二年より村高が見直された。

注6 備考の※2は、年貢収納量が記載されていないため、村高と年貢率から逆算。

原史料 宗像家文書、二次資料「鈴木重成とその周辺」、「天草鈴木代官の歴史検証」を元に作成

第二表 ③

楠浦村に於ける 万治検地前後の年貢収納量 変化



楠浦村	村高	
正保三年以前	260.74石	(楠浦村と立浦村合算・田畑高)
万治検地	234.65石	(立浦村は楠浦村と合併済)

第三表

赤崎村 万治検地による村高

田方 面積合計 19町3反2畝3歩

この分米 174石5斗1升

畑方 面積合計 2町1反5畝15歩

この分米 10石2升

田方、畑方合計 21町4反7畝18歩

この分米（村高） 184石5斗3升

内訳

田 方

区別（等級）		面 積	反換算面積 (単位:石) A	分米（高） (単位:石) B	反当り分米 (単位:石) B/A
1石6斗代	上田	1町2反5畝24歩	12.58	20.13	1.6
1石4斗代	中田	3町4反2畝24歩	34.28	47.99	1.4
1石代	下田	4町5反3畝18歩	45.36	45.36	1.0
7斗代	下々田	6町8反7畝27歩	68.79	48.15	0.7
4斗代	三下田	3町2反2畝	32.2	12.88	0.4
合 計		19町3反2畝3歩	193.21	174.51	0.9

畑 方

区別（等級）		面積	反換算面積	分米	反当り
1石代	屋敷	9畝15歩	0.95	0.95	1.0
7斗5升代	中畑	2反5畝15歩	2.55	1.91	0.7
6斗代	下畑	3反7畝12歩	3.74	2.24	0.6
4斗代	下々畑	1町3畝3歩	10.31	4.12	0.4
2斗代	三下畑	4反	4.00	0.8	0.2
合 計		2町1反5畝15歩	21.55	10.02	0.5

※ 1畝=30歩

第四表 ①

万治二年 天草郡高撫検地前後の各村石高 (単位:石)

町村名		正保三年 (1646) 田畑	万治二年 (1659)		高撫検地	増減石	増減率	鈴木 さま
			村高	寺社領	村高+寺社領			
		(A)	(B)	(D)	(E)	E-A	E/A-1	
富岡町		37.95	176.93		176.93	139	3.66	
志岐組	志岐村	1,461.74	983.56	65.142	1,048.70	-413	-0.28	○
	内田村	140.14	79.53	74.858	154.39	14	0.10	○
	上津深江村	139.18	103.37		103.37	-36	-0.26	
	坂瀬川村	450.27	246.57		246.57	-204	-0.45	○
井手組	井手村	725.32	352.75		352.75	-373	-0.51	○
	荒河内村	315.44	55.83		55.83	-260	-0.82	
	城木場村	326.43	176.19		176.19	-150	-0.46	○
	上野原村	376.68	197.98		197.98	-179	-0.47	
	下内野村	421.70	248.98		248.98	-173	-0.41	
	二江村	340.46	146.16		146.16	-194	-0.57	
御領組	御領村	1,379.57	859.15	2.00	861.15	-518	-0.38	
	鬼池村	700.47	456.60		456.60	-244	-0.35	
	佐伊津村	1,257.73	596.26	3.00	599.26	-658	-0.52	
	広瀬村	221.67	155.12		155.12	-67	-0.30	
	本泉村	92.19	105.47		105.47	13	0.14	○
	下河内村	132.08	195.94		195.94	64	0.48	○
	新休村	69.54	104.46		104.46	35	0.50	○
	本村	199.33	123.72	105.00	228.72	29	0.15	◎
本戸組	本戸馬場村	919.29	767.67		767.67	-152	-0.16	
	町山口村	787.33	610.93		610.93	-176	-0.22	
	亀川村	352.32	251.92		251.92	-100	-0.28	
	食場村	94.84	173.55		173.55	79	0.83	
	栢宇土村	194.88	200.14		200.14	5	0.03	○○○
	楠浦村	260.75	234.65		234.65	-26	-0.10	○
	大宮地村	161.24	142.45		142.45	-19	-0.12	○
	小宮地村	772.14	681.97		681.97	-90	-0.12	
	大多尾村	183.52	127.60		127.60	-56	-0.30	

第四表 ②

町 村 名		正保三年 (1646) 田畑 (A)	万治二年 (1659) 高撫検地			増減石 E-A	増減率 E/A-1	鈴木 さま
			村高	寺社領	村高+寺社領			
			(B)	(D)	(E)			
一 町 田 組	一町田村	1,024.08	600.33		600.33	-424	-0.41	
	中田村	135.82	96.34		96.34	-39	-0.29	
	久留村	234.14	102.78		102.78	-131	-0.56	
	白木河内村	220.59	113.48		113.48	-107	-0.49	
	平床村	176.71	82.54	45.00	127.54	-49	-0.28	
	市瀬村	160.48	103.80		103.80	-57	-0.35	
	津留村	386.36	202.51		202.51	-184	-0.48	
	立原村	119.66	89.48		89.48	-30	-0.25	
	碓石村	48.20	64.21		64.21	16	0.33	
	宮地岳村	545.40	275.53		275.53	-270	-0.49	
	今村	170.49	150.16		150.16	-20	-0.12	○
	益田村	106.42	77.84		77.84	-29	-0.27	
久 玉 組	久玉村	389.05	261.33		261.33	-128	-0.33	○
	宮野河内村	328.91	192.25		192.25	-137	-0.42	○
	深海村	168.83	126.57		126.57	-42	-0.25	
	牛深村	281.03	185.88		185.88	-95	-0.34	○
	魚貫村	311.42	154.76		154.76	-157	-0.50	
	亀浦村	217.03	166.08		166.08	-51	-0.23	
	早浦村	100.25	85.90		85.90	-14	-0.14	
大 江 組	大江村	1,010.24	364.90		364.90	-645	-0.64	○
	今富村	455.08	89.97		89.97	-365	-0.80	○○
	福連木村	114.86	81.98		81.98	-33	-0.29	
	崎津村	70.28	16.58		16.58	-54	-0.76	
	高浜村	885.91	560.28		560.28	-326	-0.37	○
	小田床村	207.17	111.03		111.03	-96	-0.46	
	下津深江村	180.87	60.21		60.21	-121	-0.67	
	都呂々村	331.12	194.76		194.76	-136	-0.41	○○○

第四表 ③

町村名		正保三年 (1646) 田畑	万治二年（1659）高撫検地			増減石	増減率	鈴木 さま
			村高	寺社領	村高+寺社領			
栖本組	大浦村	438.80	302.70	5.00	307.70	-131	-0.30	
	志柿村	510.81	326.56		326.56	-184	-0.36	
	大島子村	697.67	463.29		463.29	-234	-0.34	
	小島子村	247.91	150.89		150.89	-97	-0.39	
	下津浦村	497.81	269.96		269.96	-228	-0.46	
	上津浦村	1,543.42	736.72		736.72	-807	-0.52	
	赤崎村	269.55	184.53		184.53	-85	-0.32	
	須子村	267.16	252.90		252.90	-14	-0.05	
	古江村	209.46	190.17		190.17	-19	-0.09	
	湯船原村	352.62	229.75		229.75	-123	-0.35	〇〇
	馬場村	290.13	199.95		199.95	-90	-0.31	
	下浦村	85.33	64.72		64.72	-21	-0.24	
	打田村	195.81	140.41		140.41	-55	-0.28	
	河内村	350.51	219.75		219.75	-131	-0.37	〇
大矢野組	上村	1,325.08	665.34		665.34	-660	-0.50	
	中村	738.78	432.75		432.75	-306	-0.41	
	登立村	725.79	390.77		390.77	-335	-0.46	
	教良木村	473.36	360.40		360.40	-113	-0.24	〇
	内野河内村	340.70	202.42		202.42	-138	-0.41	〇
	今泉村	298.63	155.98		155.98	-143	-0.48	〇
	合津村	253.01	169.89		169.89	-83	-0.33	〇
	楠甫村	439.87	224.42		224.42	-215	-0.49	
	阿村	89.18	40.57		40.57	-49	-0.55	

第四表 ④

町 村 名	正保三年 (1646) 田畑	万治二年 (1659) 高撫検地			増減石 E-A	増減率 E/A-1	鈴木 さま
		村高	寺社領	村高+寺社領			
	(A)	(B)	(D)	(E)			
砥 岐 組	樋島村	70.65	72.16	72.16	2	0.02	
	姫浦村	207.30	143.43	143.43	-64	-0.31	
	二間戸村	205.62	120.92	120.92	-85	-0.41	
	高戸村	143.17	137.57	137.57	-6	-0.04	
	大道村	180.48	93.26	93.26	-87	-0.48	
	御所浦村	135.02	49.78	49.78	-85	-0.63	
	浦村	152.29	144.14	144.14	-8	-0.05	
	棚底村	460.51	299.56	299.56	-161	-0.35	〇〇
	宮田村	208.97	238.95	238.95	30	0.14	〇
	計	33,300	20,841.54	300.00 21,141.54	-12,158	-0.37	34ヶ所
(註) 桑茶等田畑以外も含めた総計		37,409		21,141	-16,268	-0.43	

註

- ① 寺沢検地における村高は、田畑の他に桑茶塩竈網などがあり、この高は群総計4,132石余が含まれている。ただしこれらは、鈴木代官就任時から、永荒として非課税対象となっており、寺沢検地と鈴木検地を比較する際には、無視できる。
- ② 万治検地は、俗に石高半減と言われているが、この表から見えることは、ただ単に半減という事はできないことが分かる。
- ③ 逆に村高が増加した村も、87ヶ村中11ヶ村もあり、50%以上減石した村は14ヶ村である。
- ④ 増加した村で、一番増加した村は食場村で、83%も増加している。
- ⑤ 逆に一番減じた村は荒河内村で、82%減じている。
- ⑥ 俗に「鈴木重成は石高半減のために死をもって幕府に願い出た。そのために村人は、鈴木重成を神として祀った」と言われているが、鈴木さまが祀られている村は、増加した村にもあり、これが正しくないことは明白である。
- ⑦ したがって、明らかなことは、減石がなされて事は間違いないが、一番の目的は、寺沢検地が村の現状とかけ離れた、いい加減な検地であり、それを正すために、鈴木検地（万治検地）が行われたとみるべきだろう。つまり、石高半減検地でなく、高撫検地が適正な検地の呼び方である。
- ⑧ また、石高が半減すると、税金も半分になるというのは間違いで、村高は、一応の基準で、楠浦村の例を見ても、乱前より増加している場合もあることに注目すべきである。

資料 「天草鈴木代官の歴史検証p298」「苓北町史 (p394)」「天草嶋鏡（天草寺社領之覚）」
「天草代官鈴木重成鈴木重辰関係資料集 (p172・p298)」
出典 「肥後国郷牒」「郷牒之控」「平井家旧記録」「木山家文書」